適格退職年金制度が冷辱が廃止になります

退職給付引当金も廃止!

企業側における退職金問題

問題 1・退職金金額を試算していない! (退職事由の違いの認識・自己都合会社都合)

問題 2・従業員個人の積立額を把握していない! (規定との差額が把握できていない)

問題 3・50代の社員がいる! (団塊世代である。 適年廃止前に問題顕在化)

適年には受給権を守る3つの義務が無い

問題7・積立に関する規制が存在しない! (責任準備金額、最低積立基準額等の 財政検証及び掛金再計算の義務なし)

問題8・受託者責任を問えない! (年金運用者に責任はない、しかし 企業には退職金支払い義務が残る)

問題9・運用に関する情報公開義務がない!

_230)@[25]

①予定利率5.5%

②全額損金処理

③公的年金等控除

4運用収益非課税

*57*30000120

①現在1.0%で積立不足

②全額課税対象へ

③廃止による一時所得課税

| ④特別法人税1%

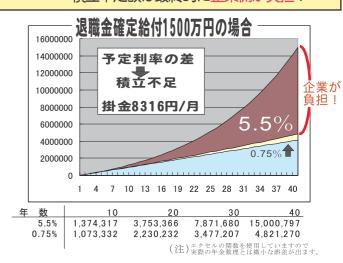
⑤不利益変更は原則禁止

退職金規定と積立不足額

問題 4・退職金規定設定当時と現在とのミスマッチ 基本給×勤続年数×退職係数

問題 5 ・ 退職金規定は就業規則 (監督庁届出済み) の一部です。 退職金規定額には事業主の 履行義務が発生します。

問題 6・予定利率は5.5%から1.0%に! 積立不足額は最終的に企業側が負担!



問題10 不利益変更を伴う退職金規定の 見直しは従業員の同意が必要です!

| 必要書類 |

直近の「財政決算書」等をご用意下さい 退職金分析をさせていただきます

□退職金規定と退職年金規定

(基本給等の把握、ポイント退職金制度実施の場合 モデル退職金表もお持ち下さい)

□外部積立に関する資料 (保険証書の写しなど)

□**社員名簿** (生年月日/入社年月日/基本給がわかるもの 社員名は削除していただいてもかまいません)

Concerto SR CORPORATION LIMITED お申込み/お聞合せ

お甲込み/お問合せ 東京都千代田区富士見2-3-8 長板ピル2F

コンセルト社会保険労務士法人 03-3239-1621 03-3239-1622(FAX)

http://concerto-sr.com